

# 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 個人会員規則

## (個人会員)

第1条 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(以下当法人という)の使命および活動趣旨に賛同し、会費として定期的に寄付金を納入する個人を個人会員(以下会員という)とする。

## (入会)

### 第2条

1. 会員になろうとする者は、第4条2項に定める会費納入手続きを行うことにより随時入会することができる。但し、本条2項に定める反社会的勢力との間で、現在かつ将来にわたって、関係をもたないことを確約しない者は入会することができない。

2. 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・総会屋・社会運動標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団等や、これらに準ずる者またはその構成員を含む。平成16年10月25日付け警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」と以降の改正に準拠するものとする。

## (退会)

第3条 退会は会員の自由意志とし、退会希望者は当法人に対し退会の申出(口頭、書面、電磁的方法等、方法の如何を問わない)をすることにより、随時退会することができる。但し、退会申出受付の時点で、すでに各金融機関へ引落請求が完了している会費については、引落を中止することはできない。

## (会費)

### 第4条

1. (納入方法)当法人が指定する納入方法を利用することができる。

2. (会費納入手続き)会員は、第2条に定める入会の申込みの際し、当法人が指定する会費および納入方法を選択し、以下の手続きを行うものとする。

(1)クレジットカードを利用する場合:クレジットカード番号等必要事項を当法人が指定する方法で申請する。

(2)銀行等の口座振替を利用する場合:口座情報および指定金融機関の登録印あるいは本人確認情報を、書面や電磁的方法等、当法人が指定する方法で申請する。

(3)その他:ホームページ等で指定する納入方法の手続き方法は、ホームページ記載に準じる。

なお、退会の連絡(第3条)がない限り、以後同額の会費が自動的に引落されるものとする。

3. (会費の不返還)一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。年の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。但し、当法人の処理の誤りによって受領した場合を除く。

4. (会費の変更)会費は、随時変更することができる。変更を希望する会費を申出る(口頭、書面、電磁的方法等、方法の如何を問わない)ことにより変更することができる。

5. (会費納入方法の変更)会費納入方法は、随時変更することができる。但し、変更申出受付の時点で、すでに各金融機関へ引落請求が完了している会費については、引落を中止することはできない。各納入方法への変更の手続きは、本条2項の会費納入手続きに準じる。

## (会員期間)

### 第5条

1. (会員期間の開始)当法人への入会月は、第2条に定める入会申込を受け付けた日が属する月とする。

2. (会員期間の更新)会員期間は、第3条に基づく退会の申出が当法人に対してなされず、かつ第10条もしくは第11条に基づき会員資格を喪失し、または除名されない限り、自動的に更新されるものとする。

## (会員証)

第6条 当法人は、入会時に会員証を発行する。

## (特典)

第7条 会員は当法人の定めるところにより、次の特典を受けることができる。

(1)当法人発行の定期刊行物の無料提供

(2)その他の当法人刊行物の無料提供または会員特別価格による購入

(3)当法人主催のセミナー等各種イベントの無料または会員特別料金による参加

(4)自然保護関連の情報提供

(5)当法人指定施設の割引利用

(6)その他今後当法人において新たに設ける特典等

#### (会員の注意事項)

第8条 会員は、当法人の活動を支援する者として次のことに注意しなければならない。

(1)自然環境保全に配慮し、持続可能な生活様式を目指すこと

(2)アンケート調査、募金、セミナー等、当法人の活動に可能な範囲で協力すること

(3)氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど個人情報の変更が生じたときは、速やかに届け出ること

#### (事前承認事項)

第9条 会員は、当法人の事前の書面による承認を受けずに次の活動を行ってはならない。但し、(1)、(3)の活動については、当法人からの募金箱または商品等の提供により、書面による承諾に代えることができる。

(1)当法人支援のための街頭募金、街頭での入会勧誘を行うこと

(2)当法人の名称・略称・マーク・ロゴタイプを使用して、名刺等の印刷物を制作したり、団体を結成したり、会合を開くこと

(3)当法人商品の販売活動を行うこと

#### (会員資格の喪失)

第10条 会員は次の事由によってその資格を失う。

(1)第3条に定める所定の退会手続きを完了したとき

(2)一定期間を経過しても会費の納入がないとき

(3)死亡したとき

(4)転居、行方不明など長期間に渡って所在が確認できないとき

(5)理事会において第11条の事由により、除名の決議がなされたとき

(6)第2条2項に定める反社会的勢力に関係があると判断がなされたとき

#### (除名)

第11条 会員が次の各項のいずれかに該当するときは、理事会の決議をもってこれを除名することができる。

(1)第9条に定める事前承認事項に違反したとき

(2)その他、当法人の活動主旨に反する行動をとったとき、または当法人の信用を失う行為があったとき

#### (本規則の変更)

第12条 本規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

1992年10月29日 理事会承認

1993年1月1日 施行

1999年6月30日 改訂(理事会承認)

1999年7月1日 施行

2001年6月29日 改訂(理事会承認)

2001年9月22日 施行

2004年6月25日 改訂(理事会承認)

2004年7月1日 施行

2005年6月23日 改訂(理事会承認)

2005年11月24日 改訂(理事会承認)

2006年1月1日 施行

2007年11月22日 改訂(理事会承認)

2008年1月1日 施行

2016年2月10日 改訂(理事会承認)

2016年9月6日 改訂(理事会承認)

2016年12月9日 施行

2020年9月2日 改訂(理事会承認)

2020年12月28日 施行

2022年6月15日 改訂(理事会承認)

2022年10月1日 施行